



なんでも掲示板

Anything information

お知らせ、イベント、募集、制度など、生活に関する情報をお伝えしました。

危険物取扱者試験などを実施

時・所 ①6月19日(日)=広島市
 ②6月26日(日)=福山市・三次市
 ③7月3日(日)=三原市・呉市
【申請期間】①5月13日(金)まで②5月13日(金)~20日(金)③5月20日(金)~27日(金)
 ※電子申請は①5月10日(火)まで②5月10日(火)~17日(火)③5月17日(火)~24日(火)。

●危険物取扱者試験準備講習会

時 5月18日(水)

●危険物取扱者保安講習

時 7月26日(火)・27日(水)

【受付期間】5月6日(金)~19日(木)

※申込書は、消防本部、各消防署・出張所で配布。

所・問 消防本部予防課(TEL 0848-64-5927 FAX 0848-64-5911)

危険なブロック塀の除却・建替費を補助

☑ 避難路に面する一定規模以上の危険なブロック塀の除却・建替費を上限30万円まで補助

※詳しくは市HPで確認してください。

申 8月31日(水)までに建築指導課(TEL 0848-67-6122)へ

※申請状況によっては早めに締め切ります。



↑市HP

地区計画の原案を見ることができます

時 5月17日(火)~31日(火)

所・【意見の提出】6月7日(火)までに都市開発課(市役所本庁5階 TEL 0848-67-6113 FAX 0848-64-6057)へ

☑ 本郷都市計画 本郷産業団地地区計画

脱炭素社会推進事業補助金の受け付けを開始

3月23日に、市民や事業者などと連携し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロをめざす「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。これに合わせて、脱炭素社会の推進に向けた取り組みに対する補助金を交付します。

補助対象	①家庭用蓄電池システム(太陽光発電システムと併用)	②宅配ボックス	③エネルギー管理システム	④省エネ最適化診断	
				1人診断	2人診断
補助上限額	5万円	2万円	2万円	5千円	8千円
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●①②③を新たに設置する個人 ●①②③が設置された住宅を新たに購入する個人 			④を受診する事業者	

※詳しくは市HPで確認してください。

申 申請書(市HPに用意)を生活環境課(TEL 0848-67-6194)へ

市HP



手話 YouTube

しゅわわせ動画を見て手話にチャレンジ!

“よろしくお祈いします”



①握りこぶしを鼻の前へ。
 ②その手を開き、前に出すと同時に頭を下げる。
 パラリンピックは身体障害者のオリンピックですが、デフリンピックは4年に1度開催される聴覚障害者のオリンピックで、5月にブラジルで開催予定です。



↑市YouTubeチャンネル

毎月手話動画をUP中!

三原市公式YouTubeチャンネル登録&いいね! お願いします。

Jアラート情報伝達試験・18日

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を利用した全国一斉情報伝達試験を実施します。屋外スピーカーやFM告知端末ラジオ、FMみはら(87.4メガヘルツ)で試験放送が流れます。また、市のメール配信システムや市公式SNSに登録している人には、試験情報が届きます。

時 18日(水)11時から1分間程度

問 危機管理課(TEL 0848-67-6066)

FAX 0848-67-6164)

中心市街地魅力向上支援 賃借料・改装費の一部を補助

☑ 中心市街地内(城町、港町、本町、館町、円一町)で創業または既存店舗のリニューアルを考えている事業者

¥【賃借料補助(創業者のみ)】補助率1/2、1月当たりの上限額 1階4万円、1階以外3万円

【改装費補助】①創業者=補助率1/2、上限額 50万円②既存事業者=補助率1/3、上限額 40万円

申 商工振興課(TEL 0848-67-6072)



↑市HP

防災重点ため池のハザードマップを確認してください

大雨や地震による「防災重点ため池」の決壊に備え、浸水が想定される区域や避難場所を示したハザードマップを作成しました。日頃から家庭や地域で、避難場所や避難経路を確認しておきましょう。詳しくは市HPで確認してください。

問 農林水産課(TEL 0848-67-6078)



↑市HP

ガソリン携行缶の取り扱いに注意を

ガソリンは気化しやすく、火元から離れていても引火し爆発的に燃焼します。ガソリン携行缶を使用するときは「周囲の安全を確認する」「直射日光の当たる場所や高温の場所で保管しない」「ふたを開ける前にエア抜きをする」「給油時は、エンジンを止めてから携行缶のふたを開ける」などの点に気を付けましょう。

問 消防本部予防課(TEL 0848-64-5927)



↑市HP

市民音楽祭の出演団体募集

時 8月13日(土)・14日(日)10時～16時(予定)

所 芸術文化センター ポポロ

【応募資格】合唱・合奏など市内で活動する4人以上の音楽団体

【出演時間】10分以内

※詳しくは申込書で確認してください。

申 5月16日(月)(必着)までに、申込書(提出先、各支所、市HPに用意)を文化課(TEL 0848-64-9234 FAX 0848-67-5912)へ

ポポロの施設利用を停止します

芸術文化センター ポポロの修繕工事に伴い、施設の利用を停止します。

【停止期間】令和5年4月～10月

問 文化課(TEL 0848-64-9234)

第10回新県美展(第74回広島県美術展)の出品作品募集

【受付日時】17日(火)10時～16時

【受付場所】リージョンプラザ

申 作品と出品料(送料を含む)、出品申込書(文化課、市民ギャラリー、リージョンプラザ、各支所、中央公民館、市HPなどに用意)を持参

問 文化課(TEL 0848-64-9234)



↑市HP

きれいな三原まちづくり表彰の対象者募集

対 地域の環境美化、自然環境の保護・保全に貢献した人や団体

申 9月9日(金)(必着)までに郵送、ファクスまたはEメールで推薦書(提出先、各支所、市HPに用意)を生活環境課(〒723-8601 港町三丁目5番1号 TEL 0848-67-6194

FAX 0848-64-4103 Eメール:seikatsukankyo@city.mihara.hiroshima.jp)へ

↑市HP



↑市HP

軽自動車税種別割を減免します

対 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を持ち、次の①～⑤に当てはまる人

	所有者	運転者	使用目的
①	本人	本人	問わない
②	家族	本人	本人の通学・通院・通所など
③	本人	家族	
④	家族	家族	
⑤	身体障害者などのみで構成される世帯の構成員		常時介護者

※障害の程度によっては該当しない場合があります。

※家族とは、本人と生計が同一の人(パートナーシップ宣誓した人も含む)。

用 対象の手帳、自動車検査証、運転者の運転免許証、納税義務者の個人番号カードまたは通知カードおよび顔写真付証明書、令和4年度軽自動車税種別割納税通知書

※⑤は、常時介護誓約書が必要です。

※減免は、障害者一人につき普通車を含めて1台。

※身体障害者が利用する装備を備えた車両も対象(車両のカatalogが写真の添付が必要です)。

問 24日(火)までに市民税課(市役所本庁2階 TEL 0848-67-6030)または各支所へ



↑市HP



木造住宅の耐震診断・耐震化工事費を補助

- ①耐震診断を自己負担額1万円で実施
- ②耐震改修費・建替費(居住誘導区域内に限る)を上限100万円まで補助
- ③除却費を上限50万円まで補助

対 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

※詳しくは市HPで確認してください。

申 8月31日(水)までに建築指導課(TEL 0848-67-6122)へ

※申請状況によっては早めに締め切ります。



↑市HP

証明書などのコンビニ交付サービスを停止

機器点検のため、コンビニなどのキオスク端末での証明書などの交付サービスを停止します。

時 5月20日(金)終日、6月1日(水)6時30分～10時

問 市民課(TEL 0848-67-6047)、税制収納課(TEL 0848-67-6034)



↑市HP

市営住宅の入居者募集

【申込期間】16日(月)～27日(金)8時30分～17時30分

所・問 三原市営住宅管理グループ窓口(宮沖四丁目 TEL 0848-62-1800)

対 久井・大和地区の住宅、小西北住宅(高齢者向け)、本佐木住宅

※詳しくは同グループHPまたは16日(月)から申し込み場所、市役所本庁1階総合案内コーナー、各支所で配布する資料で確認してください。

※申し込み多数の場合は抽選。



↑三原市営住宅管理グループHP

消費生活の心得

.....
●消費生活センター●

! 少しでも不安を感じたら、すぐに消費者ホットライン(TEL 188)または、三原市消費生活センター(TEL 0848-67-6410)に相談してください。

思わぬ高額請求? 敷金返還に関するトラブル

賃貸住宅を退去する時に、不動産業者から敷金を超える高額な請求を受けることがあります。入居者には自分の過失による傷や汚れなどを元の状態に戻す原状回復の費用負担が求められます。しかし、通常の使用による床のへこみや家具の設置跡などの損耗の負担義務はありません。次の点に注意しましょう。

●入居時

- 賃貸住宅の入居時には、契約書の内容をよく確認しましょう。
- 入居前からあった傷や汚れは、日付入りの写真を撮って記録に残しておきましょう。

●退去時

- 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を読みましょう。
- 通常使用を超える損耗箇所について貸主・借主双方で立ち会って確認しましょう。

人権標語 ネットはね「あとがこわい」としてよね (小学4年生)